平成２５年度　第１回鶴岡市環境審議会会議録

○　日　　時　　　平成２６年２月２０日（木）　１４：００～１５：３０

○　会　　場　　　鶴岡市役所　東庁舎第５会議室

○　審議事項　　　(1)会長・副会長の選任について

　　　　　　　　　(2)平成２５年度事業概要について

　　　　　　　　　(3)鶴岡市の大気等環境保全状況について

　　　　　　　　　(4)平成２６年度主要事業について

○　出席委員

俵谷圭太郎（会長）、阿部達雄（副会長）、中東憲治、田中芳昭、相澤栄司，　　　　菅原眞一、本間紀枝子、菅原　勝、佐藤重夫、本間　孝、齋藤泰宏、三浦　惇、水野重紀、早坂一広

○　欠席委員

古山　隆、小関祐二、伊藤博通、松本一夫、齋藤春子

○　市側出席職員

　　市民部長　上原正明、市民部環境課長　五十嵐満、同課長補佐　小杉良則、

　　同主査　富樫昌明、同主査　佐藤尚子、同環境専門員　齋藤　優

○　公開・非公開の別　　　公開

○　傍聴者の人数　　　　０人

○　会議録

|  |  |
| --- | --- |
| １　開　会  （小杉補佐）  ２　挨　拶  （上原部長）  ３　審　議  （小杉補佐）  (1)会長・副会長の選任について  （委員）  （小杉補佐）  （五十嵐課長）  （小杉補佐）  （俵谷会長）  (2)平成２５年度事業概要について  （富樫主査）  （俵谷会長）  （齋藤委員）  （齋藤専門員）  （齋藤委員）  （齋藤専門員）  （俵谷会長）  （三浦委員）  （五十嵐課長）  （三浦委員）  （上原部長）  （俵谷会長）  (3)鶴岡市の大気等環境保全状況について  （齋藤専門員）  （俵谷会長）  （水野委員）  （齋藤専門員）  （俵谷会長）  （水野委員）  （齋藤専門員）  （水野委員）  （俵谷会長）  （水野委員）  （小杉補佐）  （俵谷会長）  （菅原真一委員）  （齋藤専門員）  （相澤委員）  （俵谷会長）  (4)平成２６年度主要事業について  （佐藤主査）  （俵谷会長）  （三浦委員）  （上原部長）  （五十嵐課長）  （俵谷会長）  （三浦委員）  （俵谷会長）  （水野委員）  （富樫主査）  （三浦委員）  （富樫主査）  （三浦委員）  （富樫主査）  （俵谷会長）  （菅原真一委員）  （小杉補佐）  （俵谷会長）  （相澤委員）  （俵谷会長）  （水野委員）  （俵谷会長）  (5)その他  （五十嵐課長）  （俵谷会長）  ４　その他  （小杉補佐）  （早坂委員）  ５　閉　会  （小杉補佐） | 本日は、お忙しい中、また寒い中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。この会の進行を務めさせていただきます、環境課の小杉と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。  ご案内の時刻となりましたので、ただ今から「平成２５年度第1回鶴岡市環境審議会」を始めさせていただきます。次第に沿いまして進めさせていただきます。  最初に、市民部長の上原よりごあいさつを申し上げます。  市民部長の上原でございます。開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。  本日は、何かとご多用のところ、また足元の悪いところ、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。また、皆様におかれましては、日ごろから、それぞれの立場で環境行政のみならず、市政各にわたり、ご支援、ご協力を賜り、厚く御礼を申し上げます。  本日の審議会は今年度初めての開催となりますが、委員任期が昨年３月をもって満了いたしましたことから、４月に改めて、委員のご委嘱を申し上げたところであります。ほとんどの方が継続しておりますが、新たに、庄内総合支庁環境課長・相澤様、出羽商工会女性部長・本間様、本日欠席となっておりますが県漁業協同組合・松本様のお三方にお引き受けいただいております。前任者同様よろしくお願いをいたします。  　また、今年度、本市の全ての審議会委員の見直しが行われ、市議会議員につきましては、特別な場合を除いて選任しないということとなり、当審議会からも除外されております。現在の委員数は１９名となっておりますので、よろしくお願いいたします。  環境問題につきましては、身近な地域レベルから地球レベルの多岐にわたり、市民の関心が高まりつつあります。放射線による環境汚染やＰＭ２．５による大気汚染、更には原発再稼働とエネルギー問題など、市民生活に直接影響がある課題が取りざたされております。  こうした中、本市におきましては、一昨年３月に環境行政のマスタープランとなる「鶴岡市環境基本計画」を策定しまして、地球温暖化対策から地域の環境に至るまでの環境保全等に関する施策を、市民、事業者、行政がそれぞれの役割分担のもと、連携して取り組んでいるところであります。特に、本市の豊かな自然環境や生活環境につきましては、将来の世代に引き継ぐべき貴重な資源であり、市民共有の財産であるとして、県との役割分担のもと、各種測定による環境保全状況の把握と、市民への情報公開等に努めているところであります。  本日の審議会は、会長、副会長の選任後、平成２５年度の事業概要と本市の大気等環境保全状況、平成２６年度主要事業について説明をさせていただき、その後、情報交換させていただきたいと考えております。何卒、忌憚のないご意見を賜りますようお願いを申し上げます。  終わりに、環境対策は市民一人ひとりの意識の醸成が必要であり、関係機関との連携と情報交換により、市民の意識啓発をより積極的に行って参りたいと考えておりますので、今後とも皆様のご協力をお願い申し上げまして、はなはだ簡単ではありますが、開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。  　本日は、よろしくお願い申し上げます。  次に、「３の協議」に入るわけですが、その前に、出席状況についてご報告させていただきます。次第の綴りに、鶴岡市環境審議会条例を添付しておりますのでご覧下さい。条例の第６条第１項に、「審議会は委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことが出来ない」と規定しております。本日、１５名の委員の皆様からご出席をいただいておりますので、会議を開くことができる状況にありますことを報告させていただきます。  　続きまして、資料の確認をお願いいたします。本日配布しました資料は、次第と名簿、条例を一緒にしたＡ４版２枚組のものと、表に「平成２５年度　第１回鶴岡市環境審議会資料」とありますＡ４版９枚組のものの２種類でございます。欠けているものがございましたら、お申し出ください。  よろしいでしょうか、次に、「３の協議」に入らせていただきます。  　(1)の「会長・副会長の選任について」でございますが、審議会条例第５条第１項に、「審議会に会長及び副会長１人を置き、委員の互選によりこれを定める」と規定されております。  ご案内のとおり、本審議会の委員の任期は２年となっておりまして、昨年度で一度任期満了となりましたので、皆様には昨年４月に改めて委員をお願いしたという経過になっております。  なお、昨年度までの会長の山形大学農学部の我妻委員は都合で、副会長の市議会議員の加賀山委員は条例改正によりまして、それぞれ辞職なされておりまして、現時点におきましては、会長・副会長が不在になっております。  　改めてお伺いいたしますが、「(1)の会長・副会長の選任について」いかが取り計らいましょうか。  　事務局一任という声がございましたので、事務局案を提案させていただいてよろしいでしょうか。  　異議なし  それでは、事務局の提案をお願いいたします。  環境課長の五十嵐でございます。  私から、事務局案を提案させていただきます。会長を、山形大学農学部の俵谷委員に、副会長を、鶴岡工業高等専門学校の阿部委員にお願いしたいと思います。以上でございます。  ただ今の事務局案について、皆様の拍手でご承認いただきたいと存じますがよろしいでしょうか。  （拍手）  ありがとうございます。それでは、ここで俵谷会長からは会長席にご移動いただき、ご挨拶をお願いいたします。なお、条例の第６条第１項の規定によりまして、引き続き、協議の議長をお願いいたします。  　ただ今、会長に選任されました山形大学農学部の俵谷圭太郎と言います。専門は植物栄養学・土壌学というものを研究しております。至らない点も多いかと思いますが、会長を引き受けさせていただきたいと思います。これから、本年度から２年間の任期の間、皆様どうぞよろしくお願いいたします。  それでは、座って進行させていただきます。  　引き続き協議の『（２）平成２５年度事業概要について』に入ります。最初に事務局の説明をお願いいたします。  環境課の富樫と申します。それでは私から、協議事項の「（２）平成２５年度事業概要について」を、説明させていただきます。申し訳ありませんが座って説明させていただきます。  　お手元の「平成２５年度　第１回鶴岡市環境審議会資料」で説明させていただきます。「事業概要」につきましては、１ページから５ページまでとなっております。  環境課の事業につきましては「環境一般事業」、「生活環境保全対策事業」、「地球環境保全対策事業」、そして「環境教育推進事業」の４つに大きく分けられますので、それぞれの事業毎に説明いたします。  それではまず、資料の１ページを開いてください。  最初に「（１）環境一般事業」ですが、委員の皆さんもご覧になったことがあると思いますが、「エコ通信」を市内全戸に配布しております。そのエコ通信によりまして環境啓発やごみの分別といった市民に対する情報提供を行っております。季節ごとに年に４回、夏と冬は２ページ、秋と春は４ページで作成しております。今年度の環境課関連記事につきましては、記載の内容をご覧ください。  次に、「（２）生活環境保全対策事業」になりますが、次の業務を実施致しました。  まず「①騒音・振動特定施設及び特定建設作業に関する届出の受理」ですが、これは、法律に基づく届出と、それより要件をきつくした県条令に基づく届出がありまして、それぞれで定められた出力以上の騒音・振動を発する対象設備、例えば金属加工機械や圧縮機などを指定エリアの工場に設置する場合、また工事現場等で大型の重機を指定エリアで使用する場合などに、届出が必要となります。また届出があった工場で設備の数の変更や代表者等に変更が生じた場合なども、届出が必要となります。資料として、騒音と振動それぞれの届出総数を記載してあります。  平成２５年度については、１月末現在ではありますが、騒音、振動ともに、特定施設の届出が前年よりだいぶ少なくなっております。これは、平成２４年度は震災後に自家発電装置等を導入した工場が増えたりしたため、例年より多い件数となっていたということが影響しております。  なお、特定建設作業関係の届出は、騒音、振動とも１件の受付件数となっております。  次に、「②浄化槽設置に関する届出の受理」ですが、  これは、生活環境の保全と公衆衛生の向上を目的として浄化槽の設置について届出義務がございます。これはその受理件数になります。平成２５年度につきましては、４７件となっております。  資料の２ページをご覧ください。  「③の公害苦情処理」ですが、これは環境課の事業として大きなウエイトを占めております。内容といたしましては、良好な生活環境の維持と保全の観点から、原因の特定と発生原因者への各種法令に基づく改善指導を実施しております。  その受付件数を、６つの項目に分けて表にして記載しました。まず「大気汚染」についてですが、これは、ほとんどが野焼き等の焼却関係の煙の苦情となっています。今年度の件数としましては、１月末現在で２５件となっております。農業の廃棄物の豆空を大量に焼却した例など、依然として発生しておりまして、まだまだ意識の低い人がいるようです。  次に、「水質汚濁」ですが、中身としてはほとんどが、車輌事故等を含む油流出事故となっています。その中でも半数以上を占めるのが冬場、家庭でのホームタンクからポリタンクへの小分けの際に発生する、うっかりミスによる灯油の流出事故です。件数としましては、１月末現在ではありますが５１件となっており、昨年よりは減少しております。積雪の影響もあるのかもしれませんが、引き続き流出防止に向けた啓発活動を、県、国などの関係機関とも連携して行ってまいります。  　次に、「騒音」ですが、今年の苦情内容としましては、工場や工事現場等の産業系の騒音というのが依然として多くなっておりますが、隣の家のエアコンの室外機や深夜のテレビの音などご近所トラブルなどの複合的要素も絡んでいる事例もあります。このような場合は、関係課や関係機関と連携して対応に当たっております。今年度の相談件数は、現在まで１３件となっております。  次に「振動」は、騒音とかぶる部分がありますので、苦情の主原因から騒音に含めているものもありまして、件数的には昨年と同様の０件となっております。  次に「悪臭」ですが、昨年より増えて１３件となっております。原因といたしましては、依然として「たい肥」の苦情も多いですが、平成２５年度は、「浄化槽」の不適正管理や「汲みとり便槽」からの悪臭など生活環境から発生する苦情も多くなっております。なお、「たい肥の」悪臭の苦情は、毎年発生しておりまして、環境課だけでは対応しきれない部分もありますので、農政課と連携しながら指導しております。  最後のその他については、主にカラスのや、アメリカシロヒトリ被害などの苦情で今年度は３４件となっております。昨年より件数がだいぶ増えておりますが、これは、今年度から環境課でアメリカシロヒトリの担当課となったためで、これが３４件の内、２５件を占めます。  以上のとおり、１月末までの集計ですが、平成２５年度の苦情受付件数の合計は、昨年度の１１７件に対し、１９件多い１３６件となっております。  （そして、この中で原因不明というものもありますが、現時点で完結していない案件はございません。）  次に、「④空き家の適正管理に関する相談・指導」ですが、今年度から環境課が担当して空き家に関するさまざまな相談を受けているもので、今年度の相談件数は１３２件となっております。相談内容といたしましては、倒れそうな家や建材の飛散、樹木の越境や草の繁茂、落雪やゴミの不法投棄など、周辺への迷惑や環境悪化などさまざまなケースとなっておりまして、空き家所有者に対して口頭及び文書で助言、指導するとともに、危険個所の除去、補修などの対応を所有者の責務として実施していただいております。  「⑤空き地の適正管理指導」ですが、これも苦情相談となっておりまして、受付件数は４８件となっております。これは、草などが繁茂し不適正な管理状態にある空き地の所有者に草刈り等の実施をお願いするわけですが、直接訪問指導できる所有者であれば比較的指導が容易なのですが、遠方の所有者の場合、文書指導となるので、なかなか応じてもらえないケースもあります。そのため、町内会や隣接者が仕方なく草刈りを実施したという例もございます。この空き地については、冬になれば草は枯れて苦情の原因はなくなりますが、毎年、ご近所から苦情が寄せられる空き地があるのが現状となっております。（今年度は、４８件中文書指導は６件行っておりまして、そのうち解決を見なかったのは１件となっております。）  「⑥カラス対策」ですが、これは、主に鶴岡公園をねぐらとするカラスの生活環境被害の解消のために、平成１９年度から行っておりまして、追い払い対策のほか、箱わなによる捕獲を実施しております。今年度カラスの捕獲は、箱わな４基を使用しまして、１５００羽を目標に９月から現在も捕獲を行っております。途中経過ですが、１月３１日現在までで４２３羽となっております。なお、追い払い対策ということでは、施設などのテグス等の設置に関する指導を行っております。また、鶴岡公園周辺の電線については、引き続き東北電力さんからご協力をいただいております。  次に「⑦アメリカシロヒトリ防除対策」ですが、今年度から環境課が担当して防除相談室を設置しております。防除相談室はアメリカシロヒトリの発生時期に併せて６月から９月に開設しまして、市民からの相談に応じておりますし、自治会・町内会組織での共同防除に対しては、防除機械及び薬剤の交付等を行いました。今年度は１４７の団体で防除を実施しております。  ３ページ目をご覧ください。  「（３）地球環境保全対策事業」について説明いたします。  「①鶴岡市地球温暖化対策実行計画（第２次計画）の策定、並びに推進」でございますが、これまで、市役所自体が温室効果ガスの大量排出事業所であるということから、平成２０年度に実行計画（第１次計画）を策定しまして、５カ年計画で温室効果ガス排出量の削減に取り組んでまいりました。このたび、第一次計画が平成２４年度で終了したことを受け、その結果を踏まえ、第2次計画を平成２５年７月に策定しております。第２次計画は、平成２５年度から平成２９年度までの５ヵ年計画で、第１次計画でデータが整備された２２年度と比較して平均５％の温室効果ガス排出量の削減を目標としております。なお、第１次計画の最終年度であります平成２４年度の結果につきましては、温室効果ガス排出量は０．３３％の増加となっています。これは、震災の発生で日本中が省エネモードにあった前年から、ある程度電力需給等の見通しがたち、極端な自粛・節電等から平時の状態に近づいたことで、増加したものと考えられます。また、平成１６年度にはなかった先端研究産業支援センター、高齢者福祉センターおおやま、総合保健福祉センター「にこふる」、消防本部、藤沢周平記念館などの排出量を除けば、約９％の削減となっているため、個々の取り組みとしては着実に進んでいるものと思われます。  ４ページ目をご覧ください。  「②グリーンカーテンの普及」ですが、これは、平成１９年度から実施している事業です。みなさんも目にしたことがあると思いますが、市役所本庁舎や地域庁舎に温暖化防止の啓発活動の一環として、ゴーヤのグリーンカーテンの設置を行っております。また、２１年度からは、地域協議会である環境つるおか推進協議会事業として、一般家庭からも温暖化防止に取り組んでもらおうと、ゴーヤの種と廃魚網を「リユース」した栽培用ネットの無料配布を行っております。今年度も４月下旬に市民を対象に配布し、用意した約２００セットがあっというまになくなる盛況ぶりでした。最近は、このグリーンカーテンが手軽にできる温暖化対策として市民にもだいぶ根付いてきているようです。なお、例年どおり５回目のグリーンカーテンコンテストを実施し、取組みの優秀な方を９月に開催した環境フェアで表彰しております。  次に、「③家庭のアクション」ですが、これは、県が実施しております「山形方式省エネ節電県民運動」の一環として、県民に広く参加を呼びかけて省エネや節電にチャレンジしていただく事業でございます。市といたしましては、県と連携しながら市民の方々に、参加を呼びかけて推進しているものです。  次に、「④環境にやさしい店の認定」ですが、ごみの減量化、資源化というような環境に配慮した取組みを行っている店舗や事業者を「環境にやさしい店」として認定しております。エコ通信やホームページで広く市民に紹介することで、買物の目安にしていただくことで、市民の環境意識の高揚を図っております。現在の認定数は４１店舗となっております。  次に、「（４）環境教育推進事業」について説明いたします。  「①「環境フェアつるおか２０１３」の開催」ですが、環境つるおか推進協議会の主催事業として、「みんなで創ろう！未来へつなぐ　環境つるおか」をテーマに、９月２９日小真木原総合体育館を会場に開催しております。この環境フェアは、今年度で１５回目を数える本市の環境啓発イベントとなっています。９月２９日当日は、晴天に恵まれ、これまでで最高の４，５００人の市民から来場をいただきました。このイベントでは、先ほどのグリーンカーテンコンテストや環境絵画、リユース・リサイクル作品の表彰、エコ実験やマイバッグづくり、企業のエコ商品のＰＲや環境対応車の展示・試乗などを開催しております。５６企業・団体より出展いただきました。  次に、５ページをご覧ください。  「②親子環境教室の実施」ですが、これは、様々な面で「エコ」対策に取り組んでいる施設をバスで巡り、環境問題に対する意識を高めてもらおうと毎年開催しています。夏休み期間中の７月2９日に親子を対象に実施いたしました。見学コースは記載のとおりで、２０名の親子から参加いただきました。  次に、「③環境出前講座の斡旋」ですが、地球温暖化の現状やその影響、地球温暖化を防ぐために身近にできる取組み等を知ってもらい、実践に繋げようと各方面で実施している「環境講座」を小学校や地域に斡旋する事業となっています。斡旋の実績は今のところありません。また、先ほど来の環境つるおか推進協議会事業としても出前講座に取り組んでおりまして、斡旋に馴染まないような小規模の団体等には、「環境省から借り受けたエコトランクを活用しての環境出前講座」を推進協議会で行っております。今年度行った出前講座は５回で、受講者は２９７人となっております。  　最後に、「④こども環境かるた大会」ですが、一昨年の環境フェアの開催に合わせて、小中学生から環境かるたを募集して「鶴岡市こども環境かるた」を製作しまして、このかるたを活用する目的で、昨年度より「鶴岡市こども環境かるた大会」を開催しております。今年度は、２回目となる大会を今月２月２日、日曜日に、第三コミュニティーセンターで幼児・児童３４チーム６８名の参加により開催いたしております。  以上、平成２５年度の事業概要について説明させていただきました。  　ありがとうございます。ただ今の説明についてご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。  　はい、たがわ農協の齋藤と言います。今の説明の中で２ページの公害の苦情処理の説明がありました。ちょっと確認も含めてなんですが、『大気汚染』の中で、大豆の脱莢した燃えがらという話があったようですが、それはそうでしたか。  ちょっと聞き違いかどうかわかりませんけども。  　ちょっとよく質問の内容が聞こえなかったんですけども。  　さっきの『大気汚染』の２５年度の苦情件数の中にいわゆるその圃場での大豆の処理を燃やしたような、ちょっと聞き違いかもしれませんけれども、そういった話が耳に聞こえたもんですからその確認と、あるいは地域的にそういった苦情がどの位発生するのか、開示出来ればちょっとお聞きしたいなというふうに思いまして。  　またその下の『悪臭』についても、堆肥という話がありました。それも地域的にどこなのか開示できればありがたいですけども、あと内容が個人的な宿舎から発生するのかあるいは集合的な堆肥施設から発生しているのか、そのへんはどんなもんでしょうか。その2点分かればお聞きしたいんですけど。  　はい、まず最初の豆殻の焼却。大豆といいますか、脱莢した豆殻の、今年あったケースとしてはそういった豆がらを、圃場に持って行って焼却するものですから、その煙が道路等に流れて通行の妨げになって、市役所のほうに苦情があったというようなケースがございました。なので、通常農家でそういった野菜等の廃棄物出た場合は、産業廃棄物として処分しなければいけないわけなので、そういったかたちで燃やした人を特定して、消防、警察と一緒に指導したというようなことであります。場所はですね、そんなに多くはないですけども毎回ここ、この場所というのはないです。いろいろバラバラで発生しているというような感じになります。それから『悪臭』ですけれども堆肥の悪臭ということで、これは主に堆肥製造施設というよりは、農家の方が圃場とか畑に散布して、それをすぐにすきこまないもんですから、臭いが発生して周りの住民の方から苦情を市役所のほうに相談されるというケースがほとんどです。これも、場所っていうのは特にここだというのはなくて、これもバラバラ発生しているような状況になります。  　よろしいでしょうか。何かその他にございますでしょうか。  大変失礼なことをお聞きしますけども、審議会のやり方ですが、これは環境課で立派なことをやって大変恐縮ですが、環境課だけの話なのかどうか、環境基本計画では幅広く出されていますけれども、そのことが一言も書いていませんので、そのへんについてお聞きしたいと思います。  それから主管外だということになれば、不法投棄それから海の海漂ごみ、海に流れる、このへんについてはこれリサイクル課ですか、おそらく一体とになって解決しなければならない課題だと思いますが、そのへんについて、先ほどの範囲が狭まってきますので、主管外だとすれば審議会は、全く環境課だけの報告と計画を話し合うだけになれば、非常に視野が狭いような感じがいたしますので、そのへんについて見解も合わせてお願いしたいと思います。  　最初のご質問で、環境基本計画は、幅広い分野の項目においての計画というふうになっているのは、皆さんが確認しているところだと思います。ただ今回の審議会自体、環境課だけで留まっているんじゃないかと、そういう考え方でよろしいかというようなご質問だと思われますけれども、各分野を一気に全部まとめた報告となると、なかなか容易でないところもありまして、この審議会は、環境課が事務局となっておりますので、環境課の分野の報告として、留めさせていただいているというところかと思います。  なお、廃棄物対策課のごみ処理、不法投棄とか海のごみの問題なども、当然関わってくると思うんですけども、担当が違うということで、それも今回の報告の中にのせてございません。ただ皆さんから今回の意見でいろいろ環境問題に関してその分野についてご意見があれば、それをお聞きしまして、各担当のほうへお答えするような、そういう形をとっていきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。  　ごみについて、廃棄物対策課という話といえば市民部長が総括されるわけですね。すると、その範囲くらいは少なくとも、いわゆるごみの問題は最大の環境対策になるもんですから、出来ればそれを検討していただきたいと思います。  　今回の環境審議会の条例がございますけれども、この審議会につきましては、『環境基本法に基づき設置することが出来る』という規定の中での審議会でございますので、一応環境課の範疇で行ってまいりました。それから、ごみの問題については別途審議会がございまして、またその中でも検討しているという状況なもんですから、これは、ずっとそうしてきたわけなんですけども、なおそのへんについては改めて検討していきたいとも考えておるところです。  　それからごみの、海ごみ、海岸漂着ごみにつきましては、『海岸の管理者に基づきごみを処分、処理する』ということが決まっておりまして、県が管理する海岸にたどり着くごみについては県が、市が管轄している漁港なんかにつきましては市が管理、処分を請け負うというふうなことになっておりまして、まあ鶴岡市にも市が管理している漁港が何ヶ所かございますもんですから、そちらのほうは農林水産部のほうで一応担当しているという状況でございますので、一応それも合わせて報告いたします。  　よろしいでしょうか。何かその他にございますか。ないようですので次に『（３）鶴岡市の大気等環境保全状況について』に入りたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。  環境課の齋藤です。私の方からは、資料の６ページ、市が環境保全のために実施いたしました分析調査について説明申し上げます。  まず（１）ダイオキシン類測定結果についてですけれども、ダイオキシン類対策特別措置法に基づきまして、例年一般環境中の大気と水に含まれているダイオキシン類の濃度の測定をしております。表には過去３年間のデータを載せております。大気は年２回、毎年。水は年１回、河川水と地下水を隔年で交互に測定しております。今年度は河川水を測定しておりまして、その結果ですが、大気が環境基準、１立方メートルあたり0.6pg-TEQに対しまして0.0063pg-TEQということで環境基準をクリアしておりますし、内川の河川水に関しましては環境基準、１リットルあたり1.0pg-TEQに対しまして0.27pg-TEQということで、いずれも適正な結果を示しております。  次に（２）酸性雪調査結果についてですけれども、こちらの方は仙台市が幹事となっている東北都市環境問題対策協議会の会員市による共同調査として毎年実施しているものでございます。調査期間は毎年１月下旬から２月下旬までの４週間でありまして、これを１週間ずつ４期に分けて、高さ１ｍ程度に置いた口径30センチのポリ容器に貯めた雪のpH値を測定しています。調査結果ですが、今年度はまだ調査中ですので、空欄となっております。昨年は、この審議会が３月にありましたので、H24まで掲載し、多少の上下はあるものの本市でも酸性を示しており、全国的な傾向であることを報告させていただいたております。  次に７ページになりますが、西郷地区の砂丘地地下水分析調査結果についてでございます。農業用の井戸５か所の地下水について年２回、７月と10月に定点観測で水質検査を行っております。  これは平成14年度に県が行った調査の結果におきまして、この地区の地下水に環境基準を超える硝酸性窒素および亜硝酸性窒素が検出されたことによります。以来、汚染状況を監視するために例年実施しているものでございます。なお、硝酸性窒素および亜硝酸性窒素は、飲用すると人の健康に被害を及ぼす恐れがある物質として平成11年２月に健康項目の環境基準に追加された項目でして、１リットルあたり10mg以下の環境基準が設定されております。  表をご覧いただきたいのですが、分析項目は亜硝酸性窒素、硝酸性窒素以外にも、塩化物イオン、溶解性鉄、過マンガン酸カリウム、溶解性マンガンなどの項目についても検査しています。今年度は、7月、10月とも全ての井戸で環境基準を超える硝酸性窒素は検出されませんでした。  これら５か所の井戸の特徴といたしましては、全てが農作物への灌水用としての使用であります。また１から３の井戸については生産者組合が所有するポンプ場でして、規模の大きい深い井戸になります。４と５については個人所有のビニルハウスで使用するために汲み上げている、こちらは比較的浅い井戸になります。これまでの傾向としては、４と５の浅い井戸で超過傾向にあったのですが、今年は基準内に収まっているようです。市としましては、今年は基準を超えることはありませんでしたが、これまでの経過を踏まえまして、地域住民に対しても飲用しないことを徹底するために上水道への切り替えを指導したり、健康課では、チラシ等を作成し、啓発に努めているところです。なお、この状況は酒田市の浜中地区や遊佐町の砂丘地帯などでも同様で、庄内の砂丘畑全体で発生している被害でありまして、県では庄内総合支庁環境課を事務局といたしまして、本市と酒田市、遊佐町、そして農協からなる窒素負荷低減推進連絡調整会議を設置して、営農指導なども含め総合的な対策を進めているところでございます。  この連絡調整会議の中で、具体的な対策としては、大きく４つ挙げられております。一つは、肥料の使用量の削減。　二つ目は、家畜排せつ物の処理の適正化と有効活用。　三つ目は、合併浄化槽の普及などによる生活排水処理の適正化。　四つ目は、庄内空港における尿素系融雪剤を窒素負荷の少ない薬剤への切り替えということで、４つの対策を進めております。  この４つの対策が示すとおりこの地域の地下水汚染の主な原因としては、肥料や家畜の糞尿、生活排水ということが考えられますので、これらを削減して地下への浸透量を減らしていくのが不可欠と思われます。市としましては引き続き、こうした連携を継続しながら対策を進めていくところでございます。  続きまして７ページ下段（４）旧北日本朝日事業場跡地の水質調査の結果についてですが、これは、合併前の旧朝日村の時代になりますけれども、熊出地区にありました株式会社北日本朝日事業場は、産業廃棄物の中間処理施設として、木くず、紙くずの焼却施設２基、それから建築廃材の瓦礫の破砕施設１基を使用していましたが、平成13年に不法投棄が発覚して倒産した後、管理者が不在となった場所でございます。敷地内に埋められたり放置された廃棄物の一部は、県によって撤去されましたが、まだ残されているものもありまして、そのため周辺の生活環境への配慮といたしまして、朝日庁舎が、周辺の水質調査を実施して監視を続けているものです。その調査結果を①から④にまとめました。①は事業場の土壌から流れ出て溜まった浸出水、②が土壌から染み出る地下水、③が付近を流れる小さな堰の河川水、④直近の集落内の井戸水ということで分析しております。  次のページから分析結果を載せておりますが、まず①の浸出水ですが、環境基準で定められた健康項目２７項目について調査しております。表には主だった項目を抜き出して掲載しておりまして、過去３年間のデータと右端に参考となる基準値を載せております。なお、ここで載せていない項目も含め環境基準の健康項目を超過したものはございませんでした。  また、環境基準の生活環境項目の部分では、３項目について調査しております。そして、この項目の比較する基準としては、使用する水の用途により河川類型で基準値がわかれており、どの類型で判断するかもあるわけですが、表には水道水に利用できる高い基準である河川類型Aとそれより低い農業用水として利用できる河川類型Dの基準値を掲載しております。これでいきますと河川類型Dの基準は、全て十分すぎるほどクリアしております。高い基準である河川類型AでもBOD値が、若干高いもののその他の項目は、すべて基準値以下となっており、生活環境を害するような結果は認められませんでした。  ②の地下水は、ダイオキシンについて調査しておりまして、こちらも１リットルあたり0.067pg-TEQであり環境基準の１以下をクリアしております。  次のページの③河川水、④井戸水についてもご覧のとおり良好な結果を示しております。なお、この分析は、１０年以上行ってきたわけですが、これまでも問題となるような分析結果は、1度も出ておりません。  続きまして10ページになりますが、自動車交通騒音の調査結果です。これは、これまで県が実施してきた調査なのですが、昨年度から市に権限が移譲されたことで、国の法定受託事務として市が実施することとなった調査になります。調査結果は、国の道路交通行政の基礎資料として利用されます。内容としましては、市内の環境基準類型指定エリア、これはほとんどが市街地になりますが、このエリア内の高速道路、国道、県道、４車線以上の市道の沿線５０ｍの範囲にある住宅等に与える騒音レベルを評価する調査になります。市内の対象となる路線数としては、14路線で約40キロの延長となります。これを道路交通センサスの区間を参考に、評価区間を設けておりまして、その数が鶴岡市の場合、３９区間となっております。この調査はこの評価区間ごとに実測または、同じような道路構造の場合は、推計により騒音レベルを算出し、住宅等に与える騒音レベルを評価するというものになります。そして、これを単年度で全て行うというのではなく５年間で、全ての区間を評価できるように計画立てて調査するというものになります。今年度は、その２年目となるのですが、まだ調査結果が出ておりません。そのため、ここに掲載させていただいた結果は、昨年度この審議会で報告させていただいた、平成２４年度の結果になります。昨年度の繰り返しになりますが、平成２４年度は２１区間を評価いたしました。この中で道路端にレベル計を２４時間設置し、実測したのが、丸が付いている５区間になります。それ以外は、この区間と道路構造が同じであるため、この実測値を利用し推計により評価したものになります。これでいくと基準値をオーバーしたのが網掛けになっておりますが、湯田川大山線で１戸という結果でした。昼間の基準値を２デシベルほど超過したようです。このことから本市の達成率は、９９．９％となりましたが、全国平均では、９１．８％ですので、これに比べればかなり高い結果であったといえます。  次の１１ページは、参考資料として掲載しております。これは、平成２４年度に県で実施した県内の環境状況を公表した資料から鶴岡市部分を抜き出したものになります。説明はいたしませんが、ご覧のように一部環境基準を超過した項目もあったようです。しかし、これらの原因もわかっており、憂慮するほどの数値ではなかったようであります。なお、平成24年度から大気の項目に微小粒子状物質PM2.5が追加になっております。年平均、日平均とも本市では、環境基準をクリアしております。  私のほうからは以上となります。  　はい、ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見・ご質問等ございましたらお願いいたします。  　水野です。７ページの『（３）地下水の分析』ということで、これによると非常に水質が改善されてきて、当初だとかなり高くて地下水を利用することが、特に飲料水については健康への影響いった問題もありまして、それ以降ずっと心配をしてきておりまして、地下水を砂丘地で汲み上げて利用することで、数値がどんどんどんどん高くなってきて、これが外部に出ますと庄内砂丘の農産物が、いわゆる風評被害というものが出ることを心配していたんですが、非常に良くなってきていると思います。  ところが１１ページの２つ目の通り下川地内の硝酸性及び亜硝酸性窒素の平成２４年の「１６」ということで環境基準のほうを上回っているわけです。このへん、下川地域と西郷地域の棲み分け的な違いとか砂丘関係、場所的な因果関係とか、これらはどうなのか把握できているのかどうかお願いしたいと思います。  　はい、７ページの分析結果なんですけども、これは先ほども説明した通り、市で実施している井戸となります。これは西郷地区、下川地区も含めまして全体的なエリアを網羅するように５つの井戸を選定しております。これが市でやっている調査ということで、今年は基準値をオーバーしなかったという結果になりましたけれども、例年だと先ほども申し上げましたように４・５の個人の浅い井戸で超過傾向にあるということになります。まあ、確かにこれを見ると改善しているというような結果にはなっておりますけれども、今までも上下を繰り返すという結果になっておりますのでちょっとまだ安心は出来ないかなという感じはします。  　１１ページのほうはですね、これは県のほうで実施している調査結果になります。これも下川地区ということで一つにまとめているわけですけども、同じように西郷地区全体を網羅する形で、市とは別の井戸で、確かこちらも５・６ヶ所で調査しておりまして、ここに出ている数値はそれの１番高い数値ということで掲載しております。そちらのほうもですね、市の結果と同じように上下動を繰り返すということで、おそらく水をサンプリングする日によって、やっぱり前の日に雨が降ったりしたら多少薄まるだとか、そういうこともあるでしょうし、地下水の流動がよく分かっていないということもありますので、市も県も監視の意味で毎年実施しているというような状況でございます。  　よろしいでしょうか。  　わかりました。要するやはりに砂丘地の水脈ですね。  　そうですね、水脈はちょっとよくは分からないわけなんですけど、市も県も同じエリアの違う井戸で、それぞれ違う井戸でやっているということであります。  　わかりました。もう一つよろしいでしょうか。  　はい、どうぞ。  　７ページの（４）は、似たような話ですが国以外に福島でも影響あるわけですけども、数年前に大鳥地区で廃鉱山からのカドミウム汚染とカドミウム米ということで騒がれたことがありましたけれども、それの対策なんかは現在どうなってるんですか。朝日村の時に打ち合わせして、合併してからは全然ないんですけども。あそこに昔の大鳥小中学校の敷地の奥の方にまだそのまま残ってるんですね。大鳥地域は鶴岡市ですから、米がそのまま問題になると大きなダメージになる恐れがあるもんですからそのへんは、どのような指導・管理されているのか、分かる範囲で結構ですけどもお願いします。  　環境課の小杉です。大変恐縮ですけども今初めて聞かされた事項でして、うちのほうでちょっと後日調べましてご報告申し上げたいと思います。多分、まあ推測ですけども農林関係で何らかの手立ては打ったのではないのかなという推測出来ますけれども、よろしくお願いいたします。  　その他何かございますか。  　はい、地下水の調査地区なんですけども、昨年までの資料の中に宝田地区の地下水の調査ということで、平成２１年度の砒素の数値というのが0.043というので宝田地区が高いというようなことが出ておりましたけれども、今回渡前地区と藤島地区ということで宝田地区が調査地点から取り除かれているというのは、これ何か理由があるんでしょうか。  　はい、資料の１１ページになるかと思いますけれども、これも県で実施している地下水からの砒素の調査になるかと思いますけれども、確かに前までは毎年実施していた経緯があると思います。で、数年前からですね、毎年してきてここにも書いてあるんですけども、どっかから排出されているというようなことではなくて、自然由来の砒素のようだということが分かってきたものですから、県のほうでも毎年実施しないで違うエリアをもう少し広く調査したほうがという考え方で、今までは毎年宝田とかということで観測してきたわけですけど、原因は大体分かってきたので、もうちょっと広くという意味で違った場所を隔年というか年数をおきながら調査するということに変わったということで聞いております。まあそのへんは相澤課長が良くご存知かもしれませんけれども、もし補足等あればよろしくお願いします。  　今、事務局のほうから説明があった通りですね、砒素の多い地域につきましては地下水の利害がはっきりしているというようなことで、継続的に調査をしないといったことになっております。  　地下水の場合ですと、水質調査でいろいろと段階がありまして、県内でもそうですし地区を分けてですね、調査をするというような方法になってましてですね、ここの地区については先ほど事務局から説明があった通り、自然由来的なものがはっきりしているということで、継続しては実施しないというようなことになっております。  　よろしいでしょうか。その他ございませんでしょうか。  それではないようですので次にうつりたいと思います。『（４）平成２６年度主要事業について』に入りたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。  　はい、環境課の佐藤と申します。  平成２６年度の主要事業について、私からご説明いたします。資料の１２ページをご覧ください。  平成２６年度も「鶴岡市環境基本計画」を指針として、引き続き「環境つるおか推進協議会」等の関係団体と連携しながら、環境一般事業、生活環境保全対策事業、環境教育推進事業、浄化槽設置整備事業、空き家対策事業、アメリカシロヒトリ防除対策事業を実施します。  （１）環境一般事業としては記載のとおり  ①環境広報紙である「エコ通信」の年4回の発行  　　②市役所関係施設での地球温暖化対策実行計画の推進をとおしての市民・事業者への温暖化対策の啓蒙啓発  　③省エネルギーの推進　を継続します。  　この事業では、予算額が１３０万円ほど減額となっています。これは、昨年4月に環境課は市役所本庁舎に移ってまいりましたが、昨年度までの宝田の事務室に係わる経費や廃車とした公用車に係る経費が減となったものです。  次の、  （２）生活環境保全対策事業としては、記載のとおり  ①環境審議会の開催  ②環境保全推進員の設置  ③公害及び公害苦情への対応  ④カラス等被害対策  ⑤各種観測及び分析の実施  ⑥環境にやさしい店認定事業  ⑦自動車騒音常時監視評価業務　となります。  中でも、カラスの被害対策については、引き続き箱わなによる捕獲（捕殺）を主とした対策を実施しますが、鶴岡公園周辺のカラスについては生息数が若干減少傾向にあるため、捕獲数を１，０００羽として実施します。  予算額増につきましては、公害苦情対応用の公用車を1台更新する経費が増えたものです。  次に、  （３）環境教育推進事業としては  ①第16回目の環境フェアの実施  ②エコドライブ講習の開催  ③親子環境教室の開催  　　④環境バスの実施  　　⑤環境出前講座の開催及び斡旋  　　⑥グリーンカーテンの普及推進  を環境つるおか推進協議会と連携しながら、引き続き実施します。  次に、  （４）浄化槽設置整備事業としては  ①浄化槽設置費用の一部補助　と  ②浄化槽の設置に伴う排水設備工事に要する資金の融資斡旋と利子補給  ③昨年度から県が制定した単独浄化槽等から合併浄化槽への転換費用の一部補助　を実施します。  次に、  （５）空き家対策事業として  空き家対策のための条例に基づき、所有者の責務として適正管理していただけるよう、助言・指導等していきます。また、「鶴岡市空き家等審議会」を設置し、適正管理のための措置について調査審議していただきます。予算額については、空き家の応急措置に係る経費は増額となったものの、危険空き家解体委託料が減額となったため減額となったものです。  また、２５年度から所管が変わり環境課で担当しておりますが、  （６）アメリカシロヒトリ防除対策事業として  　防除対策室を６月から９月に開設し、市民の相談に応じるとともに、自治会、町内会組織で行う共同防除の実施の際に防除用機械の貸し出し及び薬剤の提供を行います。  以上が、平成２６年度環境課の主要事業となります。  　ありがとうございます。ただ今の説明について、ご意見・ご質問ございましたらお願いいたします。  　どうも環境課だけの審議会というのには、どうも問題がありますし、やっぱり環境基本計画は環境部が事務局になっているわけですので、市全体の環境対策そういったことでよろしくお願いします。  １つは先ほどもお聞きしたんですが、海のごみ処理に対して、それから防災、森林とかそういうものなぜかと言いますと、今年の６月１４日から山形全体でデスティネーションキャンペーンがありますけれども６月１３日からありますが、全県下でそれぞれもっている観光資源を、全国に売り出そうという計画でいるわけで、そうしますと庄内の場合はいろいろありますけれども、海が山形県の中では非常に重要な意味をもっていますから、来たお客さんが本当にきれいな海を見れることが重要になっていますので、環境課いろいろ働きしていただけると思いますが、県も是非きれいな砂丘地ということで、よろしくお願いすることにして終わります。  　それから２つ目は『空き家対策』ですが、『空き地』のほうも先ほど報告がありましたけれども、十分指導して特に虫なんか非常に管理が悪いと大変な状況になっております。町内会の方の『市長の車座ミーティング』、私は行かなかったですが、そういうような空き家と同時に空き地対策もひとつ、非常に、課税課で台帳見ればわかるわけですが、今の情報秘密関係でなかなか指導するのが困難で、しかも指導となると町内会だけでは対応出来ないという状況にありますので、そのへんについては空き地対策も併せてお願いしたいと思います。  それからもう１つ、全体的なことですがご存知のように鶴岡市の総合計画の見直しされ、３月に変更計画が出されます。それで確か２６年から３０年までの計画が見直し策定されるだろうと、そうしますと環境基本計画が２４年からですか３３年までになっている。それからもう１つ、先ほどからくどい話をしますが、ごみ処理基本計画の後期部分が２３年から２７年度に終わるという状況なっておりますけども、出来れば、ごみ処理基本計画の上に環境基本計画があり、更に　　　　その上に総合計画が位置づけられており、そういうことから考えますと、環境基本計画の場合は中間の見直しについて、  そのへんは、まだ２４年から始まって２５・２６と２年しか　　　なっていませんが、そのへんの計画の見通しなんかはどういう考えなのか、そのへんについてお聞きしたいと思います。  　ただ今いろいろご指摘賜りましてありがとうございます。  　最初の海岸の漂着ごみにつきましては、今年度『第１０回の海ごみサミット』という全国のサミットが庄内を会場に、確か７月から１０月まで開催されるということになってございます。そうした事業をきっかけに、市民への啓発等々について取り組んでいきたいと思っておりますし、そんな形で考えていますので、そのへんよろしくお願いいたします。  　あと、先ほど総合計画の問題、それから環境基本計画の問題、あと廃棄物処理の問題等々の計画とのすり合わせですけども、当然そのへんについては整合性を取りながら進めていかなくてはならないというふうに考えております。  　環境基本計画の中にも全ての分野にわたりまして、計画の内容となっております。その中には、数値目標というものも各部署部署で立てておりまして、その数値目標がどの程度進んでいるかということの進行管理ということも、それもしなければならないというような具体的な考えもございましたけれども、まだ計画を立てて２年が経過したということで、そのへんの比較というのが今行うのがいいのか、もう少し中間見直しのへんで行う方がいいのかという、そのへんの迷いもございましたもんですから、そのへんが今回まだ出していないということでございます。まあ、そうしたことも含めまして今後の委員会、審議会の提出資料についても内部で、もうちょっと詰めていきたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。  　本来であればこういう審議会というのは、市からの諮問がございまして、それについて審議ということが本来あるべく審議会だと思うんですけども、環境基本計画を作った時は、市も諮問という形式をとらせていただいたと思いますけれども、そういう審議資料がない年度につきましては、鶴岡市の状況報告ということについて報告させていただき、皆さんからご意見を賜るという形をとらせていただきますので、そのへんも併せてよろしくお願いしたいと思います。  　いろいろご指摘賜りまして、ありがとうございました。  　先ほどの中に、空き地対策の方もということでありまして、空き家対策ということで項目的にはこちらのほうに載せてございますが、空き地のほうも空き家と同様ですが、その所有者の役割というか責務としまして、やはり適正な維持管理をやっていただきたいということで、空き家も空き地も指導・助言等を行っているところでございます。なお、それでやはり所有者等を特定するためにはいろいろ大変なところもありますけれども、その点につきましても特定しながら所有者のほうに連絡するよう、こちらで取り組んでいるところでございます。従いまして、行政でそこを処理するということではなくて、あくまでも所有者の責任ということでお願いしているという状況であります。空き家も空き地も同じようなかたちで進めたいと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。  　よろしいでしょうか。  　今の空き地関係、空き家もそうですが、先ほど申し上げましたように町内会でははっきり言って限界なんですよ。それから必ずしも鶴岡にいるということも限りませんので、やっぱり指導・管理をきちっとしていただきたいということも併せてお願いします。  　その他ございませんでしょうか。  　１５ページの『アメリカシロヒトリ防除対策事業』ということで、私のところにも相談が来て、うっかりしているとアメシロがついて、やはり年に２回は発生しますし、特に夏の暑い時に多く発生しているようです。実は今、世界的にアメリカでは使用禁止になっている薬剤もございまして、　　　わけのわからない成分のものが多くて、稲の苗の時に散布すると、ずっと稲が成長するまで田んぼそのものに薬剤をまかなくても出来るということで、ところがこれが毒性が高くて人間にも影響あるということで、日本ではまだ許されている薬剤なんですが、アメリカでは禁止の方向に動いているということで、明らかにトンボ類、水田のトンボ類の数が昨年から激減しているわけですけども、この影響もあるということで、アメリカシロヒトリには効果ないと思うんですけども、薬剤の影響範囲といいますか、防除世帯に配布してると思いますけれども、どのようなものを詳しくはいりません。大体計画性で、どの位で有効性が消えるのか。出来ればまだスムシの時に、ちょんと挟んで潰すのが全く一番良いんですけども、それがなかなか今の空き地とか空き家の関係もあって、難しい状況になっていると思いますので。薬剤を使うなとは言えないんですけども、まあ極力使わないでほしいと思いますが、分かる範囲で結構ですので。  　平成２５年度から、農政課の方から環境課のほうで引き継ぎしている事業でございます。アメリカシロヒトリに関しては、公害的なものではありますけれども、各家庭の財産を守るということからすると各家庭に散布等するのが基本とはいいながらも、委員さんがおっしゃる通り２回くらい、１ｹ期・２ｹ期の集中的に発生する時期があることから、市としては各町内会・自治会の要望に応えるような形で、散布機械とその薬剤を提供させていただいて、一斉に駆除していただいていますし、その相談を含めて実施している事業でございます。農薬というのはやはり、害も当然あるということでございますので、決められた検査を通った薬剤を２種類ほど、平成２５年度は提供しております。なかなか人体とかそういった農作物に、被害、影響を与えないように作られておると思うんですけれども、効き目がなかなか緩やかであるのかなというふうに感じています。薬剤の名前としては、『アクセルフロアブル』というもの。これは液状のもの。それから『ダイアジノン水和剤』ということで、これは粉状のやつで、溶かして噴霧するというようなものです。２つとも試しながら、去年はアクセルを１ｹ期にして、ダイアジノンを２ｹ期にしたりしながら、どっちがやっぱり有効なのか効くのかも調査しながら、２つのものを使ったということです。いずれにしてもアメシロが卵から孵化して成虫になる段階で、有効な時期に散布するということが一番大切でして、出来ればスムシの状態の時に潰していただくということをお願いしているわけですけど、どうしてもそれがでたものは次に頼らざるを得ないと。町内会さんからの相談を受けると、巣から出た、出てすぐに早めにやはり散布していただきたいということをお願いしています。大きくなってしまうと、なかなか薬が効かないということがありますが、やはり町内会さんのほうでも、どちらかというと年間行事にあわせて日曜日ということに大概が見られるもんですから、時期に合わせながらスケジュールを組んでいるという関係でなかなか上手く回らないということも実状のようでございますけれども、まあ今年度についてもそういったような相談を受けながら、同じように機械と薬剤の提供ということをさせていただき、事業として展開させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いしたいと思います。  　今の関係で、うちのほうの町内会でもアメシロ防除をやっておりますが、つい３・４年前、山形市ではやっていないというようなことを聞いたんですが。  　山形市は、なんか止めたようでした。  　止めたという話あって、馬鹿くさくなって、町内会が止めた経過があって、そしたらアメシロが大発生したという。ああこれ大変だということで、ただ、公共施設、公園等の防除については粘着性のある、私、専門的な事は分かりませんけれども、ある程度長持ちする薬が、ところが、町内会で配布されるのは、全く当たり前と考えてるのかもしれませんけども、影響力の凄く少ない、それで私のほうではちょっと足して少し刺激がある物を買ってやりましたけれども、それは専門のそっちに明るい人がいるもんですから、まあそういうことでやっています。専門的な事を留意しながらやっていると思いますけれども時期もありますから、先ほど２種類ってありましたが、いろいろ検討した上でお願いします。  　どうもありがとうございます。それで各施設の所のですね、適正なアメシロ防除というものをしていただくようにしていただいています。小真木の所で粘着性のあるような薬剤を使っています。散布により食べると虫が死んでしまう、ただ殺すということではないような方法です。非常に高価なものでして、あまり広範囲でない場所で散布する薬です。また、健康被害とかいろいろ考えながら、一般の人がいろいろ散布するということを考えると、特別な薬というよりも一般的にあまり害のないようなものになってしまうんですけども、いろいろな薬あるわけですけども、今後やはり業者とかですねいろんな所から聞きながら薬剤については、また検討していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。  　よろしいですか。  　すいません。省エネルギーの推進というようなことで、例えば、施設の省エネというようなことであげられていますけども、先ほどの説明を聞いていますと、なんか市役所さんだけが省エネをやればいいみたいな、そういうようなニュアンス、これはちょっと変な言い方ですけども、そういうふうに聞き取れたんですけども、これはやっぱり市民部長さんが申し上げたように地球環境急務で考えていきましょうというようなことなんですけども、これ僻みでもなんでもないんですけども、私共の櫛引工業団地があるんですけども、あと鶴岡の駅裏に工業団地があって、ボイラーをこのへん重油からガス化にというようなことで、ボイラーを重油からガスに替えた時の補助金といったらいいのか、国の方から３分の１助成が出ますよとか、山形県さんのほうでは２００万ですか、そういうようなかたちで補助金をというようなことでお話があって、私共も重油ボイラーからガスボイラーに変換しようというような検討をしたわけですけども、櫛引に都市ガス入っていないんですよね。それで、旧鶴岡市の場合は都市ガスが入っているわけですけども、新鶴岡市の場合はガスが入っていない。これは、会社さんのガス会社さんの費用対効果といったらいいのか、そこまでガス管引いても住民がいないからとかそういうこともあろうかと思うんですけども、私はやはりそういうようなことも、都市ガス、ガス化にしようというようなことで我々みたいな所の会社が重油ボイラーからガスボイラーに変換するだけでも、それだけ真剣になってＣＯ2削減を取り組もうというようなことを国でも県でも勧めているわけですから、せめて下水道みたいな形で一挙に進むというわけにはいかないと思いますが、そのへんをやはり鶴岡市さんの行政としても働きかけるとか、計画を持って推進していくとか、何か市の環境課の公用車の１台がどうこうという議論じゃなくて、もうちょっと大きい意味での省エネ対策というものを提案していただいたらどうかというふうに聞いておりました。まあ、意見と言ったらいいか別にここで何かこれ以上ということじゃなくて、そういう省エネ対策推進というようなふうに取り組んでいただきたいというふうに思います。  　菅原委員のご意見最もだと思いますし、私のほうでも参考にしたいと思います。ただ一言申し上げますけれども、ここにある『地球温暖化の実行計画』というのは、言えば施設のエコ計画という鶴岡市役所のエコ計画というふうな捉え方をしていまして、国の方の指導を元に計画を策定しているわけですけども、それとは別に『区域施策編』を策定している市もあります。山形県の場合は政令都市になっている山形市が区域施策編を策定しております。これの策定につきましては、鶴岡市も検討しておりますけれども、やはり相当の予算も伴うことから、今のところまだその策定には至っていない状況にございます。現状をご理解いただき、どうかよろしくご協力をお願いします。  　その他、ございますでしょうか。  　先ほど、三浦委員のほうからですね、海岸漂着物の問題ありましたけれども、海岸漂着物につきましては庄内沿岸地域、その海岸をかかえる地域の自治体の課題となっているわけですが、山形県としても、平成２２年の３月にですね、『海岸漂着物処理推進法』という法律が出来てからですね、山形県が地域計画っていうのを作りまして、「裸足で歩ける海岸」というようなことで目標を作りまして、今対策をしなきゃいけないというようなことでやっております。一番は、海岸漂着物がどこから来るかというようなことなんですけども、大体６割から７割は河川を伝って内陸から、河川を伝って海岸に漂着するというようなことで、海岸漂着物っていうと外からっていうような外国からやって来るというそういうイメージがあるんですけども、内陸の方々からはそんなことでイメージしないということで、いかに県内、内陸部のそういった方々に海岸漂着物の問題がどこにあるのかというところを、しっかりと認識をしていただくということを考えておりまして、一番は、普及啓発が重要と思いますけれども来年、海ゴミサミットが開催される予定ですが、今のところ環境学習というのが非常に大事だというのがありまして、まず１つはデスティネーションキャンペーンにもちょっと関連するんですけども、飛島は非常に水がきれいだったというイメージがあるんですけども、海岸漂着物が非常に漂着しているということもあって、そこに児童あるいは一般の大人への普及啓発を担当する、そういった方に現場を見てきて、見ていただいて、こういった実態があるんだということを見ていただくような、そんなかたちを今予算化しています。児童向け、小さい頃からそういった認識が非常に大事だということで飛島に来ていただいて、勉強していただきたいというようなことで、環境体験ツアーというようなことを考えております。  　あと先ほど部長さんからもお話しあったように、来年度は７月の下旬ぐらいになると思いますけれども、『海ごみサミット』ということで、第１回目の海ごみサミットは、実は飛島で行われて、１０年前になるんですけども、ずっと全国を回ってきてですね、また山形県でやろうっていうことで鶴岡市がメイン会場になっている。そんなことになっております。そういったことで県も計画に基づきまして、あとはもちろん回収も大事なわけですけども、回収につきましては海岸管理者が回収をするというようなことを、どうしても海岸管理だけでは出来ない部分がありますので住民の方々からそういったことで実態を理解していただいてボランティアとして、その海岸を清掃してもらうというようなことで支援を行うと、そういったことで取り組みをしている状況ですのでご理解いただきたいと思います。  　あともう１点、水野委員のほうから地下水汚染の関係でお話ありましたけれども、鶴岡ですと西郷だけなんですけども、事務局からもありましたけれども浜中と堂地地区ということで海岸、砂丘地帯ですね、そういった所で地下水汚染が見つかっているというようなというようなことでございます。県も測定を行いまして、地下水のメカニズムなんかを分析しているわけですけども、なかなか結果あってのメカニズム究明ということで、まだまだ足りない点もあるということで、少し統計的にといいますかメカニズムをしっかり調査を行っていきたいというようなことで考えておるところです。  　その他ございませんでしょうか。  　すいません、今の環境審議会で鶴岡市の漂着ごみの問題で、海岸汚染の漂着物の件でいろいろあると思いますけども、実は庄内浜にも海岸だけに棲む貴重な昆虫がいっぱいいるわけです。それは、ごみの山で生息しているっていうのもあるんですね。ですから、きれいにすればそれでいいということにも問題がある。例えば、重機でワーっとやってしまうとか。そういうような、人のサイドから見てきれいにすることも大切ですが、環境全体を考えた取組みをやっていただきたいと思います。  　その他ございませんでしょうか。  　それではないようですので『（５）その他』に入りたいと思います。事務局から何かございますでしょうか。  　事務局からは特にございませんので、よろしくお願いします。  　委員の皆様から何かございますでしょうか。  　それでは、ないようですので、これで協議を終了いたします。  　俵谷会長、どうもありがとうございました。  　続きまして大きい４の『その他』でございますが、事務局からは何もございませんが、委員の皆様から何かございますでしょうか。  　少しだけいいですか。すいません、貴重な時間をいただきまして、お願いといいますか有効的な情報提供をさせていただきたいと思います。私、出羽修験塾という私塾の維持関連の事務局をしておりますが、私共の塾長を務めますのが月尾嘉男東京大学名誉教授でございます。月尾先生のことはご承知の方も多いと思いますが、地球環境の問題だとか日本における環境の取り組み方についていち早くメディアや書籍などで訴えてこられた先生でございます。この先生の私塾が全国に１７ありますが、この出羽修験塾もその１つでございまして、この塾の全国大会が今年、鶴岡で開かれることになっております。先生の貴重な声なども当然あるのですが、大きな目玉の１つに、この鶴岡市で環境問題に取り組んでおられるいろいろな団体の皆様と交流を図って情報交換していこうというような、今回の事業の１つの目玉にもなっております。９月に予定しておるんですが、是非委員の皆さまからも、こちらからご案内差し上げるということになるかもしれませんが、出来れば参加していただきたいと思いますし、業者の方からもいろいろ審議賜ればと思います。  　以上です。ありがとうございます。  　その他、何かございませんでしょうか。  　それでは無いようですのでこれをもちまして『平成２５年度第１回鶴岡市環境審議会』を終了させていただきます。  　本日は、どうもありがとうございました。 |